

岩手県危機管理対応方針

制定	平成12年	2月10日
改正	平成12年	8月20日
	平成13年	3月30日
	平成13年11月	6日
	平成14年11月	18日
	平成16年	4月1日
	平成16年10月	15日
	平成17年	4月28日
	平成18年	3月17日
	平成19年	4月2日
	平成20年	4月1日
	平成21年	4月1日
	平成22年	4月1日
	平成26年	4月1日
	平成28年	4月1日
	令和3年	4月1日
	令和5年	4月1日

第1章 総則

1 目的

この方針は、岩手県域において危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、県としての危機管理の基本的枠組みを定め、県民及び滞在者（以下「県民等」という。）の生命、身体及び財産への被害の防止・軽減を図ることを目的とする。

2 危機の定義

(1) 「危機」とは、次に掲げる事案で両方を満たすものをいう。

ア 県民等の生命、身体及び財産に、直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事案

イ 県が全庁又は部局を挙げて対応すべき事案

(2) 危機管理とは、これら事案への対処をいい、危機対処体制の基本的考え方は別紙1のとおりとする。

3 対象とする危機の範囲及び所管部局

対象とする主な危機事案と所管部局は別紙2のとおりとする。

4 他の計画との関係

この方針の危機の中で次に掲げる危機事案については、それぞれの計画で対処するものとする。

- ・ 岩手県地域防災計画に規定する災害
- ・ 岩手県石油コンビナート等防災計画で規定している石油コンビナート等特別防災区域

にかかる災害

- ・ 岩手県国民保護計画に規定する武力攻撃事態等及び緊急処理事態

5 防災課及び各部局等の責務

(1) 防災課の責務

ア 防災課は、県全体の危機管理に係る総合調整、研修、訓練を実施し、平常時から全庁的な危機管理体制の充実・強化に努めるとともに、所管部局が不明な危機が発生した場合や、自らが所管し、全庁的な対応が必要な危機が発生した場合には、関係部局及び関係機関と連携して、必要な対策を実施する。

イ 防災課が所管する危機事案以外で、全庁的な対応が必要な危機事案が発生した場合には、関係部局及び関係機関との連絡調整や対策本部の運営など、必要に応じて所管部局を支援する。

ウ 所管部局が単独又は複数で対処する危機事案には、主たる所管部局を中心に、関係部局等が連携・協力できるよう支援する。

(2) 各部局の責務

ア 各部局は、所管業務に係る危機の発生に備え、平常時から危機対応マニュアルを整備するなど、危機管理体制の充実・強化に努める。

イ 各部局は、所管業務に係る危機の発生時には、迅速に知事等(注)への報告及び防災課への連絡を行うとともに、あらかじめ作成した危機対応マニュアルに基づいて応急対策を実施する。

※ (注)「知事等」とは、知事、副知事及び復興防災部長をいう。

ウ 各部局は、職員の危機管理能力の向上を図るため、訓練や研修を実施する。

(3) 地方支部の責務

所管部局と連携し、危機対応マニュアルを整備するとともに、危機発生時には、これに基づき対処する。

(4) 職員の責務

職員は、担当する業務について常に起こりうる危機を想定し、その対応を検討するとともに、危機対応マニュアルを確認し、訓練や研修を通じて必要な知識の習得、危機管理能力の向上に努める。

第2章 危機管理体制

1 危機管理責任者等

(1) 危機管理責任者

平常時において、部局内の危機管理を推進するとともに、危機発生時には、関係部局及び関係機関と連携し、迅速的確に対処を行うため、各部局に危機管理責任者を置く。

危機管理責任者は、部局の副部長・次長等をもってあてる。

(2) 危機管理統括責任者

危機管理責任者を統括するため、危機管理統括責任者を置き、復興防災部副部長のうち防災事務を担当する者（以下「復興防災部副部長（防災）」という。）をあてる。

2 危機管理情報連絡員

危機管理責任者を補佐し、部局内の危機管理の推進及び危機発生時に対策本部（事務局）

との連絡調整等を行うため、危機管理情報連絡員を設置する。

危機管理情報連絡員は、各部局の管理担当課長等をあてる。

3 危機管理連絡会議

(1) 危機発生に備え、平常時から部局間の連携、情報の共有化を図るとともに、危機発生時において、迅速的確に対処するため、全庁的な連絡調整を目的とする危機管理連絡会議を設置する。

(2) 危機管理連絡会議の議長は、危機管理統括責任者とし、構成員は各部局の危機管理責任者とする。

(3) 会議の開催は、危機管理統括責任者が必要に応じて随時開催する。

4 24時間危機管理警戒体制

防災課は、夜間、休日等の勤務時間外における各種危機事案の発生に対して、迅速かつ的確に情報の収集や連絡などの初動対応を行うため、本庁知事部局の管理職員（岩手県災害警戒本部設置要領に基づく災害警戒本部職員の指定を受けている管理職員を除く。）及び一般職員による宿日直勤務を行い、24時間危機管理警戒体制を敷く。

5 危機レベル別の対処体制

危機が発生し、又は発生するおそれが生じた場合、次の表に掲げる危機レベルに応じた対処体制を敷き、危機への対処方針の決定及び実施を行う。

【危機レベルと対処体制】

区分	危機のレベル	対処体制
危機レベル1	部局で情報収集が必要と判断される場合	部局に情報連絡室を設置
危機レベル2	部局を挙げて対処する必要がある場合、又は被害や社会的な影響はあるが、部局で対処できると判断される場合。その他、部局長が必要と認めた場合。	部局危機対策本部を設置
危機レベル3	被害が拡大又は拡大のおそれがあり、社会的影響が大きく、全庁的な対処が必要な場合。その他、知事が必要と認めた場合。	県危機対策本部を設置

(1) 情報連絡室（危機レベル1）

各部局は、所管業務に係る危機事案が発生又は発生するおそれが生じた場合は、部局内に情報連絡室を設置し、当該事案に係る情報を一元的、集中的に収集する。

(2) 部局危機対策本部（危機レベル2）

各部局は、当該事案が、部局を挙げて対処する必要がある場合又は被害や社会的な影響はあるが、部局で対処できると判断した場合は、当該部局長を本部長とする部局危機対策本部を設置し、応急対策を実施する。

(3) 岩手県危機対策本部（危機レベル3）

ア 当初、部局危機対策本部で対処していたが、被害が拡大し又は拡大のおそれがあるなど、全庁的な対処が必要と判断された場合は、知事を本部長とする県危機対策本部に移

行する。

イ 事案発生当初から全庁的な対処が必要と判断された場合は、知事が岩手県危機対策本部を設置する。

6 危機対策本部の体制等

(1) 部局危機対策本部

ア 部局危機対策本部は所管部局長を本部長とし、副本部長は、所管部局や関係部局の副部長・次長等及び復興防災部副部長（釜石市に駐在する者を除く）を、本部員は、関係課長等をもってあて、応急対策を実施する。

イ 部局危機対策本部の設置・運営について必要な事項は、防災課が定める基準に従い、各所管部局長が定める。

(2) 岩手県危機対策本部

ア 岩手県危機対策本部は知事を本部長とする。副本部長は、副知事、所管部局長及び復興防災部長を、本部員は、各部局長（復興防災部にあつては復興防災部副部長（釜石市に駐在する者を除く））をもってあてる。

このほか、岩手県危機対策本部組織の組織は別紙3のとおりとする。

イ 本部長は、副本部長のほか、一部本部員の出席により、本部員会議を開催することがある。

【危機対策本部の体制】

区分	岩手県危機対策本部
名称	岩手県〇〇事案対策本部
本部長	知事
副本部長	副知事 所管部長、復興防災部長
本部員	部局長、復興防災部副部長（釜石市に駐在する者を除く）
情報連絡員	関係部局の課長等
支援室	編成と主な業務 岩手県災害対策本部規程（平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号）第23条別表第7に準ずる。 詳細は別紙4のとおり。

(3) 岩手県危機対策本部支援室

ア 所管部局は、本部長を補佐するために、岩手県危機対策本部に支援室を設置する。設置場所は、所管部局長と復興防災部副部長（釜石市に駐在する者を除く）が協議し定める。

イ 岩手県危機対策本部支援室の構成員は、危機管理責任者を長とし、所管部局の職員が主体となり、必要に応じて防災課員及び関係部局職員を配置する。

なお、支援室の体制、機能等は別紙4のとおりとする。

(4) 地方支部、現地危機対策本部の設置

本部長は、必要に応じて、地方支部やその他必要な場所に現地対策本部を設置する。

(5) 現地調整所の設置

本部長は、現地において関係機関が情報共有と連携した活動ができるよう、必要に応じて現地調整所を設置する。

(6) 危機対策本部の統合

ア 部局危機対策本部は、岩手県危機対策本部が設置された場合はその組織に統合される。

イ 武力攻撃事態等により、岩手県国民保護対策本部又は岩手県緊急対処事態対策本部が設置された場合は、岩手県危機対策本部は、岩手県国民保護対策本部又は岩手県緊急対処事態対策本部に統合される。

(7) 危機対策本部の廃止

部局危機対策本部及び岩手県危機対策本部は、本部長が危機の発生するおそれが無くなったと認めるとき、又はおおむね応急対策を終了したと認めるときに廃止する。

(8) 岩手県災害対策本部規程の準用

危機対策本部に関する規定は、この方針に定めるものの他は岩手県災害対策本部規程を準用する。

第3章 事前対策

1 情報連絡体制の整備

各部局は、勤務時間外においても危機事案に対応できるよう情報連絡体制を整備する。

2 危機管理研修・訓練の実施

防災課及び各部局は、職員の危機管理意識の醸成及び能力の向上を図るため、必要に応じ、危機管理に関する研修・訓練の実施に努める。

3 資機材の整備

各部局は、所管する危機事案の対応に必要な物資、資機材の整備に努め、定期的な点検と取扱いの習熟に努める。

4 危機対応マニュアルの作成・見直し

各部局は、所管する危機事案について迅速かつ円滑に対応するため、危機対応マニュアルを作成し、随時検証し、見直しを行う。

作成及び見直しを行った際は、適宜知事等に報告し、防災課に連絡する。

第4章 応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・報告

所管部局は危機事案が発生し又は発生するおそれがある場合は、速やかに情報連絡室を設置のうえ情報収集を行い、収集した情報を知事等に報告するとともに、防災課に連絡する（勤務時間内・外の連絡系統は別紙5、6のとおり）。

(2) 情報の内容

危機事案発生直後においては、第1報をできる限り速やかに伝達することが重要であり、おおむね次の事項を中心に収集伝達する。

- ・ 危機発生時の状況（時間、場所、内容等）
- ・ 被害の発生状況及び被害の拡大に関する予測
- ・ 市町村及び関係機関の実施する応急措置の状況
- ・ 地域住民の避難状況 等

2 対処方針の検討・決定

所管部局が部局危機対策本部を設置した場合は、対策本部において、対処方針、応急対策案を検討・決定し、速やかに知事へ報告して必要な指示を受けるとともに、防災課に連絡する。

また、その内容については、副知事、復興防災部長へ報告するとともに、関係部局や関係機関等に伝達する。

3 危機管理連絡会議の招集

全庁的に対応が必要と判断される場合は、所管部局からの要請を受け又は危機管理統括責任者自ら危機管理連絡会議を招集し、関係部局間の連絡調整を行う。

4 応急対策の実施

(1) 被害の防止・軽減

対策本部又は所管部局は、危機事案発生直後から、県民等の生命、身体への被害の軽減を図ることを最優先に、関係部局及び関係機関と連携しながら、できる限り迅速かつ確かな応急対策を実施する。

(2) 応援要請

被害が広範囲に及ぶ場合、又は甚大であり、県や市町村などによる対応では困難な場合は、他都道府県及び緊急消防援助隊等に応援要請を行うとともに、自衛隊に災害派遣要請を行う。

(3) 二次被害の防止

県民等や対策要員の安全性の確保に留意し、早急に原因の除去を図るとともに立入制限等の各種制限措置、汚染の除去及び消毒など、二次災害の発生防止のために必要な応急措置を講ずる。

(4) 関係機関等との連携

応急対策の実施に当たっては、関係機関等と密接に連携して対応するため、対策本部に関係機関等の連絡員を受け入れ、必要な連絡調整を行う。また、必要に応じて、現地における関係機関が情報を共有し、連携した活動ができるよう、現地調整所を設置する。

(5) 県民等への情報提供

事案発生時の混乱を防止し、県民の安全・安心を確保するため、危機事案の発生状況、応急対策の実施状況、住民がとるべき対応などをホームページなどにより迅速に情報提供する。

(6) 報道機関への情報提供

関係機関と緊密な連絡を取り、記者会見や報道発表を通じて、適時に的確な情報を提供する。

第5章 事後対策

1 安全性の確認

対策本部又は所管部局は、危機事案に係る応急対策が概ね完了したとき、関係機関等と協力して、早急に安全性の確認を行い、必要な措置を講ずる。

安全性が確認された場合は、報道機関へ情報提供を行うとともに、ホームページなどを活用して県民等に周知する。

2 被害者等の支援

対策本部又は所管部局は、危機事案の態様、規模により、被害者等の心身の健康相談など、被害発生後の影響の軽減に努める。

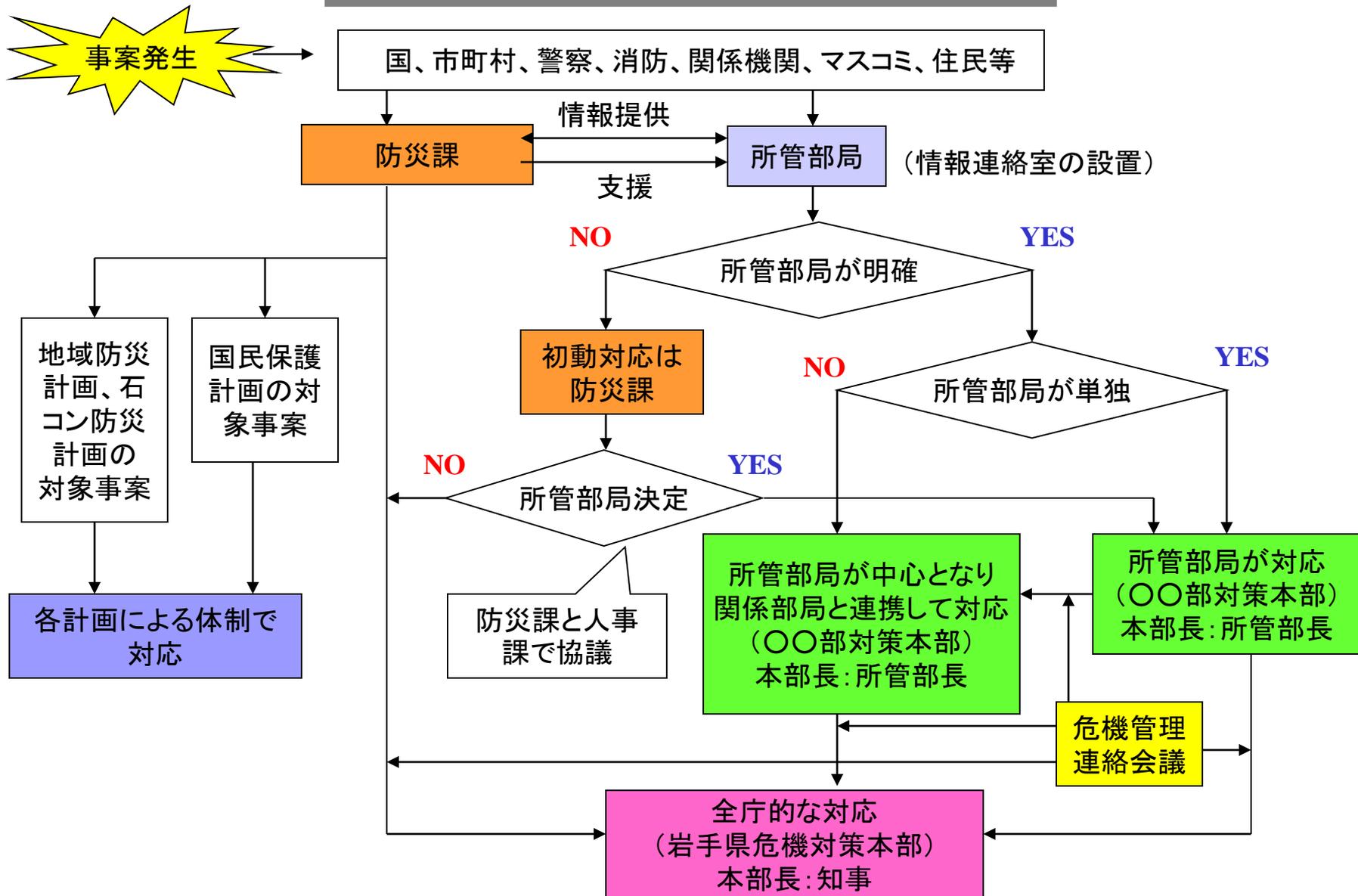
3 復旧対策の推進

対策本部又は所管部局は、危機事案の発生による、県民生活や地域の社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、可能な限り円滑な復旧を図る。

4 危機対応の評価及びマニュアルの見直し

所管部局は、発生した危機事案の原因を究明し、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討など課題等を整理したうえで、危機対応マニュアルの見直しを行い、速やかに関係部局に周知する。

危機対応体制の基本的考え方



主な危機事案と所管部局

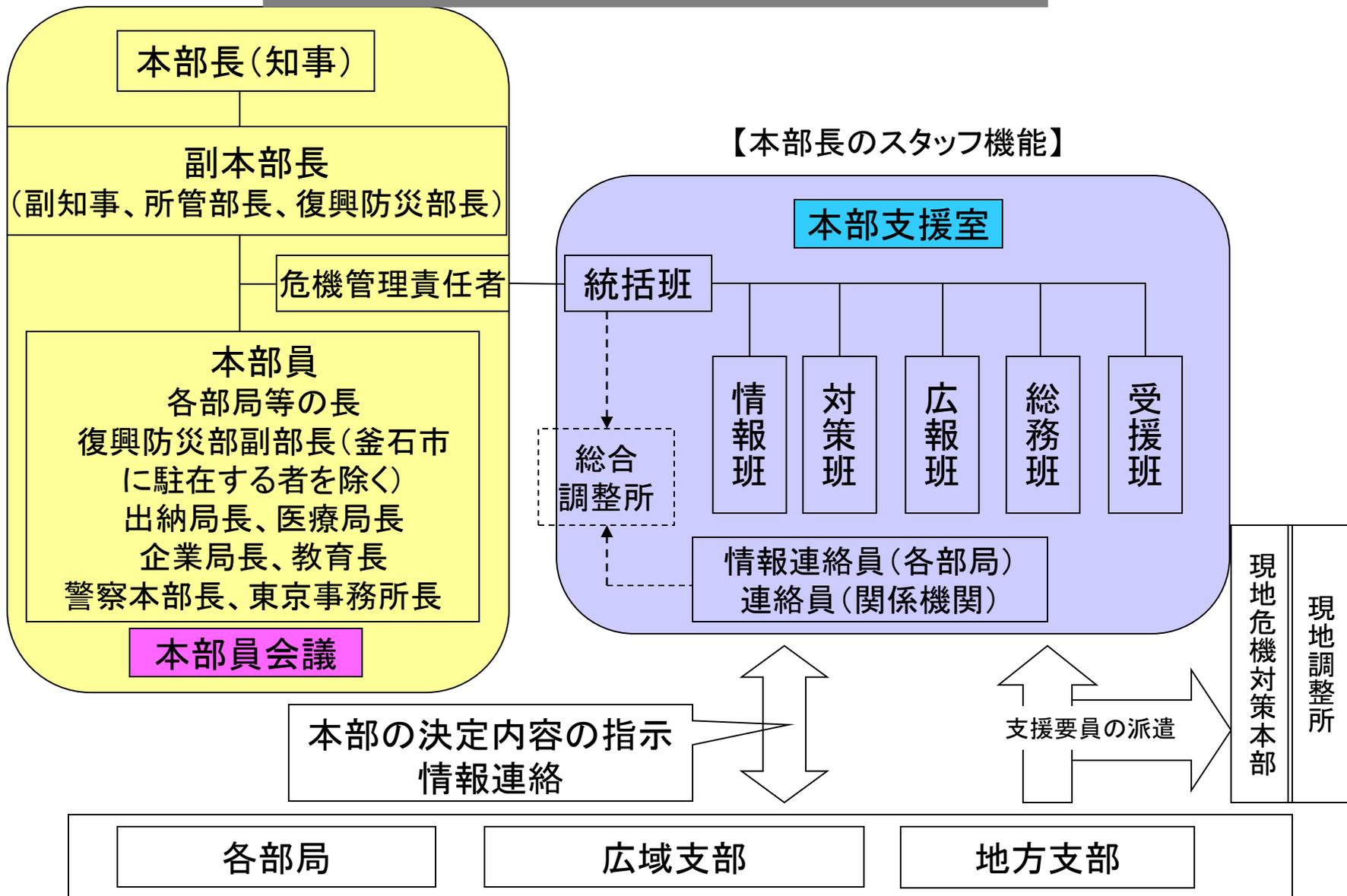
危機の区分及び項目		部	室課	
1 自然災害	風水害、地震、津波、火山噴火等	復興防災部	防災課	
2 武力攻撃事 態等	(1) 武力攻撃事態	〃	〃	
	(2) 緊急処理事態	〃	〃	
3 上記以外の 危機事案等	(1) 航空機事故（除・米 軍・自衛隊事故）	花巻空港内	県土整備部	港湾空港課
		その他	復興防災部	防災課
	(2) 列車事故	三陸鉄道	ふるさと振興部	交通政策室
		いわて銀河鉄道		
		J R		
	(3) 米軍関係事故	復興防災部	防災課	
	(4) 自衛隊事故	〃	〃	
	(5) 海上流出油事故	〃	〃	
	(6) 石油コンビナート事故	〃	消防安全課	
	(7) 水道施設事故	環境生活部	県民くらしの安全課	
	(8) 毒劇物の混入	保健福祉部	健康国保課	
	(9) 感染症の蔓延	復興防災部	復興危機管理室 （総括業務）	
		保健福祉部	医療政策室	
	(10) 休廃止鉱山坑廃水処理施設事故	環境生活部	環境保全課	
	(11) 放射性物質関係施設（RMC）事故	〃	〃	
	(12) トンネル崩落等道路事故	県土整備部	道路環境課	
	(13) コンピュータ問題 対応	情報セキュリティ	ふるさと振興部	科学・情報政策室
		通信事故等	〃	〃
(14) 県重要施設の爆発、占拠	総務部	管財課		
(15) 県あて不審郵便物等の発見	〃	総務室		
(16) 県関係者の安否確認	復興防災部	防災課		
(17) 食の安全安心関係危機	復興防災部	復興危機管理室 （総括業務）		
	環境生活部	県民くらしの安全課		
(18) その他	事案を所管する 部局等	事案を所管する室課 等		

注 1 特定の施設内又は特定の催事で危機が発生した場合、当該施設又は催事所管課が担当課となる場合がある。

例：花巻空港での離発着時の航空機事故、イベント開催中の極端な雑踏による多数の死傷者の発生等

2 (18)において、所管部局が不明な場合は、防災課と人事課が協議の上、決定し連絡・指示する。

岩手県危機対策本部の組織図

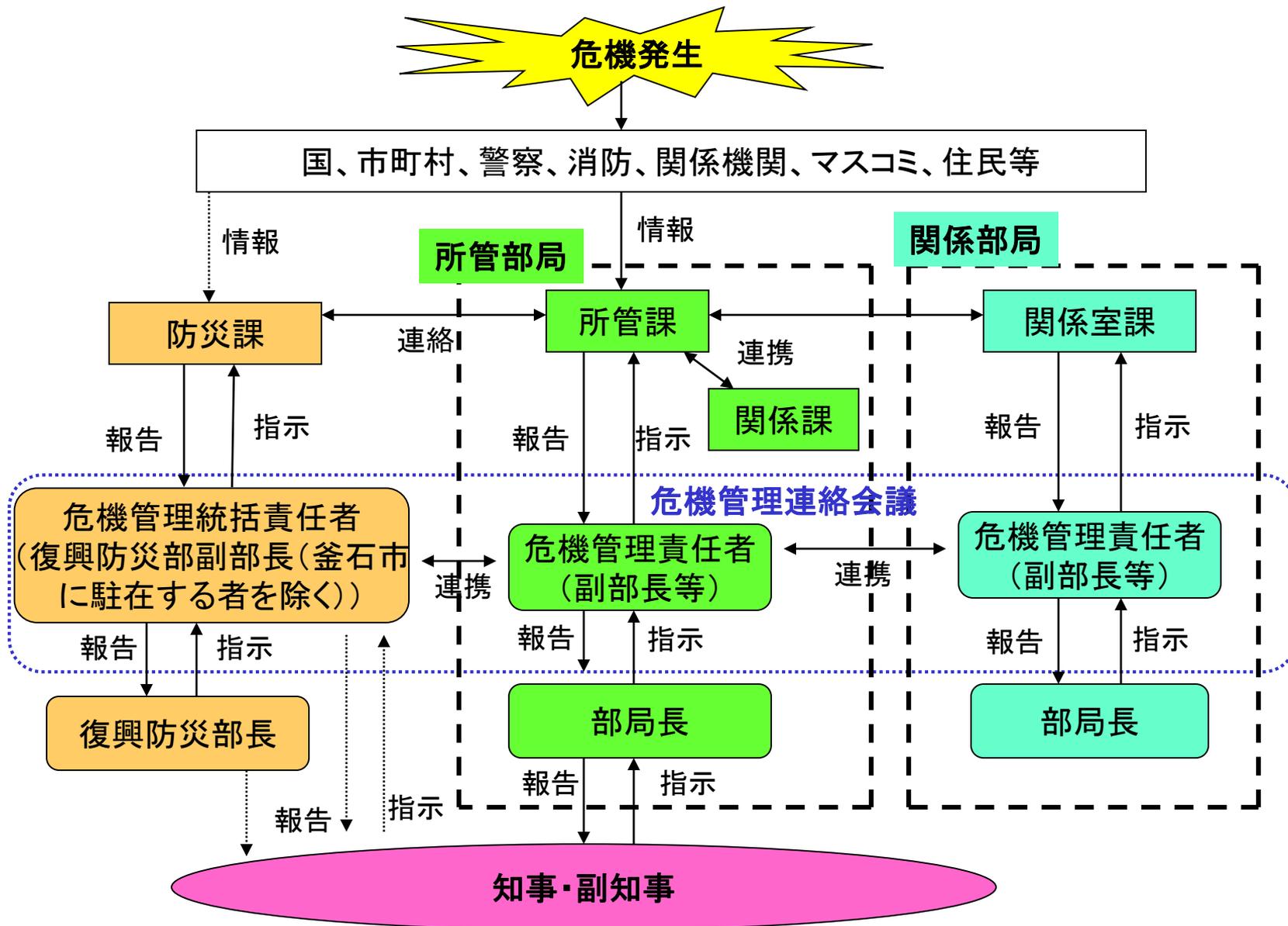


(注) 防災課が所管する危機事案については、危機管理責任者は復興防災部副部長(防災)となる。

岩手県危機対策本部支援室の体制、機能等

事務局の 班 編 制	機 能	県対策本部に求められる業務	構 成 員
統 括 班	指揮・統制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県対策本部支援室の指揮・統括 ○ 本部長の重要な意思決定に係る補佐 ○ 本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 ○ 通信回線や通信機器の確保 ○ ヘリ映像の収集、配信 	<ul style="list-style-type: none"> ○主体は所管部局の職員 ○必要に応じ防災課員及び関係部局職員
対 策 班	連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連絡調整 ○ 緊急消防援助隊の応援要請及び受け入れ等 ○ 指定行政機関等への措置要請及び自衛隊の派遣要請 	
情 報 班	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国、市町村等関係機関からの情報収集、整理集約及び伝達（被害、避難、安否情報、市町村や関係機関の応急対策等） ○ 情報の提供、記録、整理 	
広 報 班	広 報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県民等や報道機関への情報提供等対外的な広報活動 	
総 務 班	ロジスティック	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本部職員のローテーション管理・支援 ○ 現地派遣職員の支援 ○ 食料調達等に関する事項 	
受 援 班	人的・物的 支 援 受 入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人的支援及び物的支援の要請 ○ 人的支援の受付、調整 	
各 部 局	事 案 処 理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対策本部からの指示を受けて、所管事務について対応 	事業所管部局

危機発生時の庁内連絡体制(時間内)



危機発生時の庁内連絡体制(時間外)

